

◎淀川右岸水防事務組合議会委員会条例

制 定 昭35. 3. 23 条例3

一部改正 平26. 3. 20 条例1

(常任委員会の設置)

第1条 この組合議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の職務)

第2条 常任委員会は、組合の事務及び議案、請願、陳情等に関し調査又は審査を行うものとする。

(常任委員の定数)

第3条 常任委員の定数は、16人以内とする。

(委員の選任)

第4条 常任委員は、議長が組合議会にはかって指名する。

(任期)

第5条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 当初の常任委員の任期の始期は、議員の任期の始期による。

(平26条例1 一部改正)

(委員長、副委員長)

第6条 常任委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故あるときは、副委員長が、委員長、副委員長共に事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(傍聴及び秘密会)

第9条 委員会は、議員のほか傍聴を許さない。ただし、報道関係者その他委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

(会議規則との関係)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和35年3月21日から施行する。

附 則 (平成26. 3. 20 条例1)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。